

政府保証第 39 回日本政策金融公庫債券  
発 行 要 項

1. 債券の名称 政府保証第 39 回日本政策金融公庫債券
2. 債券の総額 金 250 億円
3. 社債、株式等の振替に関する法律の適用 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）の規定の適用を受けるものとする。
4. 各債券の金額 金 1,000 万円
5. 利 率 年 0.001 パーセント
6. 払 込 金 額 額面 100 円につき金 100 円 25 銭
7. 償 還 金 額 額面 100 円につき金 100 円
8. 償還の方法及び期限
  - (1) 本債券の元金は、平成 34 年 2 月 18 日にその全額を償還する。
  - (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。
  - (3) 買入消却は、いつでもすることができる。
9. 利息支払の方法及び期限
  - (1) 利息は、払込期日の翌日から償還期日までつけ、平成 28 年 9 月 28 日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 3 月 28 日及び 9 月 28 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。
  - (2) 払込期日の翌日から平成 28 年 3 月 28 日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。
  - (3) 利払期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。
  - (4) 償還期日後は、利息をつけない。
10. 元利金支払保証 本債券総額金 250 億円の元金及び利息の支払については、日本国政府により保証されている。
11. 担 保 本債券の債権者は、株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）の定めるところにより、株式会社日本政策金融公庫の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
12. 申 込 期 日 平成 28 年 2 月 10 日
13. 割 当 方 法 応募超過の場合は、本債券の引受並びに募集の取扱者の代表者が適宜割当額を定める。
14. 払 込 期 日 平成 28 年 2 月 19 日
15. 社 債 管 理 者 株式会社あおぞら銀行
16. 引受並びに募集の取扱者  
野村證券株式会社  
みずほ証券株式会社  
S M B C 日興証券株式会社  
三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社  
大和証券株式会社  
しんきん証券株式会社
17. 振 替 機 関 株式会社証券保管振替機構
18. 発行代理人及び支払代理人 前項記載の振替機関が定める業務規程に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社あおぞら銀行においてこれを取り扱う。